

ID: 155

担当部署: 産業課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	高根沢町びれっじセンターの設置及び管理に関する条例 第11条ただし書		
例規番号	平成12年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第11条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合に限り、還付する。</p> <p>(1) 使用者の責によらない事由により、施設の使用ができなくなったとき</p> <p>(2) 使用日の前日までに取り消しの申し出があり、町長がやむを得ないものと認めるとき</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日